

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	<p>国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、(業務上・業務外を問わず)国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである。(国民年金法第1条、第2条)</p> <p>事務の責任者は厚生労働大臣にあたるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任・受託されている。</p> <p>市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている。(国民年金法第12条1～4項、国民年金法施行令第1条の2)</p> <ul style="list-style-type: none">・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理・届出の厚生労働大臣への報告・任意脱退の承認申請の受理・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・審査・国民年金手帳の再交付の申請の受理・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・審査・障害基礎年金の額の改定の請求の受理・申請免除等の申請の受理・審査・付加保険料納付の申出の受理・審査 <p>※受理した情報は、日本年金機構へ送付されている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する。</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・資格異動 住民からの届出により、資格の取得、転入による登録、種別の変更、死亡・その他による資格の喪失を行い、日本年金機構へ被保険者異動報告書を送付する。 他市町村からの通知により、資格の異動、訂正等の登録を行う。 日本年金機構からの通知により、資格の異動、訂正等の登録を行う。 ・免除管理 住民からの要請により、免除・納付猶予申請書／学生納付特例申請書／免除理由該当・消滅届を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、申請免除・法定免除の登録を行う。 ・付加登録 住民からの申請により、付加保険料納付申出(該当)/付加保険料納付辞退申出(非該当)を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、付加申請の登録を行う。 ・給付登録 住民からの申請により、年金請求書を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 日本年金機構からの通知により、給付の登録を行う。 ・日本年金機構からの照会(所得・控除情報等)に対する回答処理 国民年金未納対策、免除等継続審査のための所得照会に対する回答を送付する。 年金生活者支援金給付のための所得照会に対する回答を送付する。(令和元年度より順次)
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、介護保険システム(共に同一システム))
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	業務システム連携機能: 既存住民基本台帳、税務、保険、福祉、保健福祉システム等の業務情報を連携する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (福祉システム、保健福祉システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(使用範囲) 番号法別表の46の項 番号法別表の46の項の上覧(実施者)は、厚生労働大臣と定められているが、被保険者の異動等の届出書、免除等の申請書、給付年金の請求書の受理及び同書の日本年金機構への通知は、市町村が行うものとされ、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行うため
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施しない]</div> <div style="font-size: small;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	熊本市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者及びその世帯主及び配偶者
その必要性	加入喪失手続、保険料免除判定、裁定請求書審査等の国民年金関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照) ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有(以降、宛名番号と表記) ・基本4情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有 ・連絡先(電話番号):届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有 ・その他住民票関係情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有 ・地方税関係情報:保険料免除、学生納付特例及び若年者納付特例の申請において、日本年金機構への進達事務を行うために被保険者の委託により所得情報を保有 ・年金関係情報:国民年金被保険者の年金資格等を管理するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:法定免除の該当・非該当の判断のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	健康福祉局 健康福祉部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (地域政策課、税制課、保護管理援護課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③使用目的 ※	国民年金第1号被保険者資格の管理、保険料免除判定、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求
④使用の主体	使用部署 国保年金課 各区役所区民課、総合出張所、分室
	使用者数 [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	I 国民年金第1号被保険者の種別変更・加入喪失の受付及び資格管理に関する事務 ・住所情報、厚生年金の加入喪失情報などから資格要件を確認し、受付及び資格管理を行い、異動情報を日本年金機構に送付する。 II 保険料免除受付に関する事務 ・免除申請を受付し、所得額情報などから審査し、申請書等を日本年金機構に送付する。 III 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求に関する事務 ・裁定請求に係る書類(請求書、診断書等)を受付し所得額情報などから審査をし、これらの書類を日本年金機構に送付する。 IV 日本年金機構から送付される処理結果一覧表を受取り、上記 I から III の受付内容と突合する。
情報の突合	(1)住民票関係情報と宛名番号を突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する【上記 I・III】 (2)地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合して、所得額を確認する【上記 II・III】 (3)日本年金機構から送付される処理結果一覧表(住民票関係情報)を受取り上記 I～IIIと突合する。【上記IV】
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	国民年金システムの保守・運用	
①委託内容	国民年金システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 熊本支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申請書及び関係書類を提出させ、審査の後、書面により許諾通知を行っている。 委託先の義務と同等の義務を再委託先に負わせることを、再委託する場合の遵守事項として定めており、そのことが確認できる書類の写し等を提出させることにより審査している。
	⑥再委託事項	国民年金システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先1	文化市民局 市民生活部 地域政策課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第11号(昭和42年法律第81号)
②移転先における用途	住民票に記載(記録)するため
③移転する情報	国民年金の被保険者の資格に関する事項で、国民年金の被保険者となり、又は被保険者でなくなった年月日、被保険者の種別、及びその変更があった年月日、基礎年金番号
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	熊本市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	移転先の要求に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	こども局 こども育成部 こども支援課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	熊本市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	週1回

移転先5	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課
①法令上の根拠	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	・介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	国民年金法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	熊本市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一システム(保険料系システム※国民年金システムを含む)) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会が必要となる都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<データセンターにおける措置> ・外部侵入防止のための措置:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理のための措置:ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止のための措置:生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用 <執務室における措置> 特定個人情報が記載された届出書等及び外部記録媒体については、施錠ができるキャビネット等に保管する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.宛名番号 2.個人番号 3.氏名 4.住所 5.生年月日 6.性別 7.基礎年金番号 8.世帯番号 9.住民種別コード 10.住民状態コード
11.資格得喪区分 12.資格種別区分 13.取得理由区分 14.資格取得年月日 15.喪失理由区分 16.資格喪失年月日 17.付加種別区
分 18.申出年月日 19.辞退年月日 20.付加辞退理由区分 21.免除理由区分 22.免除状態区分 23.開始年月 24.終了年月 25.該当
年月日 26.消滅年月日 27.給付種別区分 28.受付年月日 29.決定年月日 30.支給開始年月 31.相談業務区分 32.相談内容区分
33.相談年月日 34.相談職員名 35.他公年区分1 36.他公年番号1 37.他公年入力年月日1 38.他公年番号2 39.他公年番号2 40.他
公年入力年月日2 41.不在区分 42.不在年月日 43.手帳再交付区分 44.再交付年月日 45.再交付理由区分 46.被控除後所得額
47.配控除後所得額 48.世控除後所得額 49.処理年月日 50.更新者職員番号 51.生保開始年月日 52.生保廃止年月日 53.生保処
理年月日

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<国民年金システムの措置> ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民年金システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・国民年金システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<国民年金システムの措置> ・ログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、入力ができない機能により、不適切な操作によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証において事務単位での認証を実施するので、操作権限のない事務システムには画面遷移ができないことにより、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、不適切な操作や受信によってデータが登録がされることのリスクを軽減している。 ・サーバー及び操作端末が接続するネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイヤウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが登録されることのリスクを軽減している。 <運用における措置> ・職員証とパスワードによる二要素認証を行っている。 ・ログイン中のIDを利用した別端末からのログインを制限している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。 ・パスワードについては、180日以内に変更することを義務付けている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—			
---	--	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 物理的対策
 <データセンターにおける措置>
 ・外部侵入防止のための措置：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ
 ・入退管理のための措置：ICカードと手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム
 ・不正持込・持出防止のための措置：生体認証ラック開閉管理、監視カメラ、持込機器の事前申請運用

2. 技術的対策
 ・不正プログラム対策
 コンピュータウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末ともにウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。
 ・不正アクセス対策
 ファイアウォールを設置し、不正な外部からのアクセスについて遮断する。

<特定個人情報が削除されずいつまでも存在するリスク>
 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。(国民年金システムにおける措置)
 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。(事務運用における措置)
 ・保管期間の過ぎたデータは、システムにて自動判定し消去する。(国民年金システムにおける措置)

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び会計年度任用職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	熊本市総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口へ提出する。 請求書には、本人であることを証する身分証明書等が必要。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	熊本市 健康福祉局 健康福祉部 国保年金課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	1 6 ① 部署	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 2 ⑥ 事務担当部署	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 5 移転先2	健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課	こども局 こども育成部 こども支援課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 5 移転先3	健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 5 移転先4	健康福祉局 福祉部 高齢福祉課	健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	II 5 移転先5	健康福祉局 福祉部 介護保険課	健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月1日	IV 2 ① 連絡先	熊本市健康福祉局 保健衛生部 国保年金課	熊本市健康福祉局 健康福祉部 国保年金課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和6年7月1日	I 4.個人番号の利用	番号法別表第1の31の項	番号法別表の46の項	事後	番号法改正に伴うものであるが、形式的な変更であることから、重要な変更には当たらない。
令和6年7月1日	III 4.委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	熊本市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	個人情報の保護に関する適用法令の変更であることから、重要な変更には当たらない。
令和6年7月1日	III 5.特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	熊本市個人情報保護条例	個人情報の保護に関する法律	事後	個人情報の保護に関する適用法令の変更であることから、重要な変更には当たらない。